運用指針の改定案について

- 1. 平成 23 年 5 月 2 日事務連絡等の運用指針への一本化について(新旧) 平成 23 年 5 月 2 日事務連絡について検討を加え、被害認定の迅速化等の観点から運用指針への一本化を図る。
- ・平成23年5月2日事務連絡を運用指針等に一本化する方法については、事務連絡を運用指針の中に細かく整理して一体化することは難しく、内容も煩雑になるため、望ましくない。実際の調査を行う上でわかりやすいことから、運用指針の最後に事務連絡を組み入れる方式とする。

地震編・水害編・風害編の後に平成 23 年 5 月 2 日事務連絡を「補遺」等として位置づけ、合冊する。

・地盤被害等による住家被害の有無によって平成23年5月2日事務連絡を利用するのか利用しないのかということを選ぶようなフローにするのではなく、地震編を利用するのか事務連絡を利用するのかということについては、自治体判断でよい。

地盤編等を利用するのか事務連絡を利用するのかということについては、自治体の判断に任せることとし、運用指針では Yes/No 選択型フローのような記載は行わない。

平成23年3月31日・平成23年4月12日事務連絡について、一部改定し運用指針への一本化を図る(東日本大震災級の災害時への備えとして)。

・災害の規模に関しては中小規模の災害も含め幅広く解釈して良く、適用して支障がないかどうか被害認定を実施する市町村が実際の被災状況に目配りしつつ、一つ一つの住家被害の実態に即して適切に運用すればよい。したがって平成23年3月31日事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」については一部改訂し水害編第1次調査(外観調査)として運用指針に位置づけることとする。ただし、平成23年4月12日事務連絡「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」に基づくサンプル調査による判定方法に関しては、東日本大震災級の災害の住家被害についてのみ適用可能とすること。

水害編の一次調査として整理する。

・判定を統一し誤報のトラブルを回避するため、適用条件を明確にすること

「【木造・プレハブ】戸建ての 1 ~ 2 階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突により損傷がある場合の住家被害に限り適用」可能である旨を具体的に注書きする。また、「概ね 1 m」等の「概ね」という表現を削除し、かつ、「最低限」であることを注書きする。

2.その他の時点更新

(1)用語適正化について

「不服申立て」の用語について、実際は、単なる再調査の申請に過ぎず、行政不服審査法に基づく不服申立てではないこと、行政不服審査法上の不服申立て、不服審査と混同するので、「不服申立て」という用語は修正した方がよい。

用語について適正化し、「再調査の依頼」に変更

(2)部位別構成比の時点更新

住家の被害認定基準が基としている固定資産評価基準の3年に一度の見直し(平成二十四年七月 二十七日 総務省告示第二百八十六号)等の結果を踏まえ、部位別構成比の見直しを実施。

- ・次ページ以降、左側が現行の運用指針(又は参考とした事務連絡)、右側が修正個所を示している。
- ・なお、本資料においては便宜的に、<補遺>以外の個所について、
- 左側の「黒字」部分は「部位別に損傷程度を積み上げる定量的な判定方法」の個所 (固定資産評価に由来)
- 左側の「青字」部分は「外見的な傾き等で「全壊」等と判断する定性的な判定手法」の個所 (応急危険度判定・被災度区分判定に由来)

を示している。

【総則】

1.目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針(以下「運用指針」という。)は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」(以下「被害認定基準」という。)に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

2 . 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の4区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全
	部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補
	修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損
	壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以
	上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家
	全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した
	程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補
	修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損
	壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家
	の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その
	住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、
	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、
	具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも
	の、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割
	合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

全壊、半壊:被害認定基準による

大規模半壊:「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成19年1

2月14日付府政防第880号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による

*本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。

2

3.住家の被害認定基準等と被害認定調査の運用

被害認定基準等は、災害の現況を迅速かつ的確に把握し対応するための情報の目安という面と、各種被災者支援策の判断材料となる被害調査の基準としての面がある。

したがって、災害が発生した場合には、被害の状況をより迅速かつ的確に報告する必要があり、一方で、災害による被害の程度を正確に把握する必要があるなど、同じ認定基準に基づいた調査であっても、行政目的と時間の経過によって、被害状況の把握方法と内容は変わってくるものである。

例えば、災害発生時から的確に災害対策を講じるためには、災害の規模、被害状況の全体像を一刻も早く把握することが最も重要である。したがって、この場合の認定基準は、速報性に 重点を置いた報告の判断基準となる。

一方、災害に係る住家の被害調査は、この調査に基づいて発行される「リ災証明」が被災者 支援策の判断材料の一つとして用いられているが、これは災害の全体像でなく、個々の住家の 被害程度に着目するものである。したがって、この場合の認定基準は、的確性に重点を置いた 形で使用されることが求められる。

4. 適用範囲

本運用指針は、地震、水害及び風害による下表のような住家被害を想定して作成したものである。これら以外の災害で住家に被害が発生した場合、本運用指針の考え方等を参考に、被害認定基準等に基づき適切に被害認定を行う。

災害	想定している住家被害
+ 山 電車	・地震力が作用することによる住家の損傷
地震	・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷
水害	・水流等の外力が作用することによる住家の損傷
	・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
	・風圧力が作用することによる住家の損傷
風害	・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷
	・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

5.調査方法

災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。

5.調査方法

災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。 <u>なお、場合により、補遺に定める方法で調査を行うこともできる。</u>

(現行指針 P2)

平成 23 年 5 月 2 日事 務連絡、平成 23 年 3 月 31 日事務連絡・平 成 23 年 4 月 12 日事務 連絡

地震による被害

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施する (調査棟が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも 考えられる。)。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測 及び住家の主要な構成要素(外観から調査可能な部分に限る。)ごとの損傷程度等の目視によ る把握を行う。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2 次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の 傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いを必要とする。

また、第2次調査は、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、 内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

水害による被害

水害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾 斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行 う。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会い を必要とする。

また、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査が できない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

風害による被害

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾 斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が半壊に至 らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いを必要とする。

また、原則として内部立入調査が必要であるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができ

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・←第2次調査の2段階で実施する

水害による被害

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建てで あり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合には、 第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実 施する。

ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第 2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防│第1次調査は、傾斜及 決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合に利用するもので、外観の損傷状況及 び浸水深の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとし浸水深により実施して の損傷程度等の目視による把握を行う。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、又は、第1次調 査の対象に該当しない場合に実施する。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家 の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の 立会いを必要とする。

また、第2次調査は、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、 内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

(現行指針P3)

び部位による判定を、 いる。

ない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

被害調査は、本運用指針及び調査票等により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を 判定する。

調査(地震による被害の場合は第2次調査)実施後、被災者から判定結果に関する不服の申 立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があ れば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

6.判定方法

住家の被害認定基準は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又 は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家 の損害割合が一定割合以上に達したものを全壊又は半壊としている。

調査(地震・水害による被害の場合は第2次調査)実施後、被災者から判定結果に関する再 調査の依頼不服の申立てがあった場合には、当該被災者の依頼不服の内容を精査し、再調査が | 用語適正化 必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

(現行指針 P3)

(現行指針 P3)

6.判定方法

「災害に係る住家の被害認定基準」は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の 一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示 し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを全壊又は半壊としている。本来この「災 害に係る住家の被害認定基準」は、「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日付消防防第246 号)に基づく災害報告など各省庁の災害報告の「住家全壊」「住家半壊」等の定義を統一するこ ととして示されたものである(昭和 43 年 6 月 14 日内閣総理大臣官房審議室長通知)。ここで、災 害報告は、災害対策基本法施行規則第2条第2項において棟単位とされている。

一方、総務省自治行政局行政課は、「「被災・罹災証明書」の発行に係る事務は、地方公共団 体の自治事務として行う事実の証明であり、申請に係る事実の確認ができる限り、証明ができる ものであって、その発行基準については、地域の実情に応じて、各地方公共団体の判断により設 定されるものである。なお、被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)に基づく支援金 の支給の申請などに必要となる住宅の被害の程度を証する書面については、内閣府の「災害に係 る住家の被害認定基準運用指針」等を参考として地方公共団体が発行しているところである。」 とし、また、り災証明書・被災証明書について「各種証明書の発行は各市町村の事務」としてい る。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の際に、神戸市等の被災市町は、各種の救済措置に利 用できるり災証明の発行を行うこととした。しかし、建物被害調査に関して、固定資産家屋評価 における災害時の損耗減点補正のために、以前から判定基準は「固定資産評価基準経年減点補正 <u>率基準表」(昭和38年2月25日自治省告示第158号)として定められていたものの、「大災害を</u> 想定したものではなかったため、全壊・半壊の判定は自治体の判断に委ねる」(自治省固定資産 税課)こととされた。そこで被災市町では、固定資産税の評価基準をベースとして部位別に被害 状況を認定すること、「被災度区分判定基準」「損害保険の判定基準」による被災状況の見方も 参考にすること等を基本とし、建築の専門家の支援を受けながら被害調査の基準を税務部局で作 成し、税務部局・消防部局・区役所が他の政令指定都市の税務職員の応援を得て被害調査を実施 した。具体的には、倒壊家屋が昭和 40 年代以前の建物であろうとの想定で同年代の固定資産税 実績をもとに建物の部位別構成比を求め、これに各被害率を乗じ、その合計率を「災害に係る住 家の被害認定基準」が定義する「全壊とは、被害額が建物の時価の50%以上のもの。半壊とは、 被害額が建物の時価の20%以上50%未満のもの」に照らして全壊・半壊等と判定し証明した。

http://www.shugiin .go.jp/itdb shitsu mon.nsf/html/shits umon/b177289.htm?0 penDocument

村尾・山崎(平成 11 年)・『阪神・淡路大 震災 神戸復興誌』 (平成 12 年神戸 市)・『阪神・淡路大 震災 芦屋市の記録 ' 95~'96』(平成9年 芦屋市)など

しかし、これを忠実に適用し住家の被害の程度(全壊・半壊等)を判定するには著しい労力と膨大な時間を要し、また、建築の専門的知識を要するものであることから、本運用指針においては、一般的な住家を想定し、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算定し、損害割合の合計によって住家の被害の程度(全壊又は半壊等)を判定する。

なお、各部位の全面積 / 本数 / 枚数の損傷程度がやむを得ない事情により確認できないときには、確認できる部分の面積 / 本数 / 枚数により損傷率を算定することも可とする。

具体的には、災害ごとに定める次の方法で損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定することとする。

地震による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、住家の一部の階が全部倒壊している場合及び地震に伴う地盤被害により基礎に著しい損傷がある場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

(2) 傾斜による判定

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が1/30以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 住家の傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注1) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均

内閣府の本運用指針はこの被災市町の基準を原案としている。しかし、これを忠実に適用し住家住戸ごとの被害の程度(全壊・半壊等)を判定するには著しい労力と膨大な時間を要し、また、 <u>固定資産家屋評価建築等の専門的知識を要するものであることから、平成13年に内閣府が</u>本運用指針を定めるに当たってはにおいては、次のように工学的見地から簡素化を図っている。

- ・<u>固定資産家屋評価における災害時の損耗減点補正の考え方と同様に、</u>一般的な住家を想定し、 各部位にかかる施工価格等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家 の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算定し、損害割合の合計に よって住家の被害の程度(全壊又は半壊等)を判定する。<u>このとき、一般的な住家を想定し、</u> 部位別構成比を5%刻みで簡略化をおこなっている。
- ・「応急危険度判定基準」等による被災状況の見方も参考とし、一定の要件に該当する場合には、その段階で、個々の部位の損害割合の積み上げをしないで判定する。

その後の主な改正の内容は次のとおりである。

- ・平成 21 年改正 「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ 変更 等
- ・平成 25 年改正 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補 遺」として追加するほか、「水害編」に「第1次調査(外観調査)」を追加 等

なお、各部位の全面積 / 本数 / 枚数の損傷程度がやむを得ない事情により確認できないときには、確認できる部分の面積 / 本数 / 枚数により損傷率を算定することも可とする。

具体的には、災害ごとに定める次の方法で損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する こととする。また、場合により、補遺に定める方法で調査を行うこともできる。

平成23年5月2日 事務連絡 したものとする。

(注2) 非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。

(3) 部位による判定

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当 該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、20%以上40%未満の場合を半壊、20%未満の場合を半壊に至らないと判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあっては、基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が、非木造の住家にあっては、外壁、柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

水害による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合又は住家の一部の階が全部 倒壊している場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

(2) 傾斜による判定

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が1/30以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 住家の傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注3) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均 したものとする。

(3) 浸水深による判定

浸水が床上まで達していないもの(外観に外力による損傷があるものを除く。)については、住家の損害割合を 20%未満とし、半壊に至らないと判定する。

(2) 傾斜による判定(第2次調査のみ)

(3) 浸水深による判定

第1次調査では、傾斜及び部位による判定に替わり、一見して浸水深の一番浅い部分が1階天井まで達したものについては全壊、床上1mまで達したものについては大規模半壊、床上まで達したものについては半壊、床上まで達していないものについては半壊に至らないと判定する。

第2次調査では、浸水が床上まで達していないもの(外観に外力による損傷があるもの<u>等</u> 被害の話があるなど内を除く。)については、住家の損害割合を 20%未満とし、半壊に至らないと判定する。 部調査の必要性が明ら

(現行指針 P5)

第 1 次調査は傾斜及び 部位による判定を、浸 水深により実施してい る。

(現行指針 P 5)

等:被災者から雨漏り 被害の話があるなど内 部調査の必要性が明ら かなもの

(4) 部位による判定

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当 該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、20%以上40%未満の場合を半壊、20%未満の場合を半壊に至らないと判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあっては、基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が、非木造の住家にあっては、外壁、柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

風害による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合又は住家の一部の階が全部 倒壊している場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

(2) 傾斜による判定

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜に

よる損害割合を15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が1/30以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 住家の傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注4) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均 したものとする。

(3) 外装による判定

外装(木造・プレハブの住家にあっては、屋根、外壁及び建具、非木造の住家にあっては、 外部仕上・雑壁・屋根)に、脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れが ないと考えられる場合は、住家の損害割合を 20%未満とし、半壊に至らないと判定する。

(4) 部位による判定

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当 該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、20%以上40%未満の場合を半壊、20%未満の場合を半壊に至らないと判定する。

(4) 部位による判定 (第2次調査のみ)

(現行指針 P5)

風害については、現時 点の知見では、1次調 査(外観調査)を設ける ことは困難。実務上、 調査可能な数とも思わ れる。 なお、木造・プレハブの住家にあっては、基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が、非木造の住家にあっては、外壁、柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

7. 部位別構成比の取り扱いについて

本運用指針は、一般的な住家を想定し、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した構成比を採用しているが、住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域 差も存することから、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を作成して使用することも必要なことと思われる。

8.集合住宅の扱いについて

原則として 1 棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。

9. 応急危険度判定及び被災度区分判定との関係

応急危険度判定は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも全壊又は半壊と認定されるとは限らない。

また、被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度 及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に 資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前 の状況に戻すだけでよいか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とする かどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

したがって、応急危険度判定及び被災度区分判定は、災害による個々の住家の「被害の程度」 を判断することを目的とした被害認定業務を行うための本運用指針とはその目的、判定基準を 異にするものである。

ただし、住家の被害を調査するにあたり、傾斜度など調査内容において共通する部分もある

8.集合住宅の扱いについて

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。<u>ただし、各住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、各住戸ごとに判定し認定すること</u>も必要である。

具体的には、建物全体の傾きや駆体(外壁、屋根、柱・耐力壁)の損傷は建物全体共通の被害なので原則として一棟全体で判定し、その結果をもって各住戸の被害として認定する。一方で、水害等により浸水した階の住戸と浸水しなかった階の住戸のように、各住戸間で明らかに被害程度が異なる部位(天井、内壁、建具、床、設備)がある住戸の場合、当該被害の大きい住戸については、各住戸ごとに判定し、認定することも必要である。

(現行指針P7)

ことから、本運用指針による調査に先立ちこれらが実施されている場合に、相違を踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

具体的には、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定結果を参考にする。また、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。

10.調査結果の記録等

調査結果(調査票、損傷状況の分かる写真等)については、被災者から求められた場合等に、 住家の被害の程度の判定結果及びその理由について情報提供できるよう、適切に記録、整理し ておく。

11.その他

国は住家の被害認定基準及び運用指針について地方公共団体に対して助言を行うとともに、 必要に応じて被害認定に係る参考資料を整備する。

都道府県及び市町村は、市町村の職員が円滑に被害認定を実施することができるよう、住家 の被害認定基準の内容、被害の調査方法及び判定方法などについて、十分な知識を得るための 環境を整備することが必要であると考える。

また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難な場合を想定すると、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、地元の建築士会等との相互支援も重要であり、平時より応援、協調体制を整えておく必要もあると思われる。

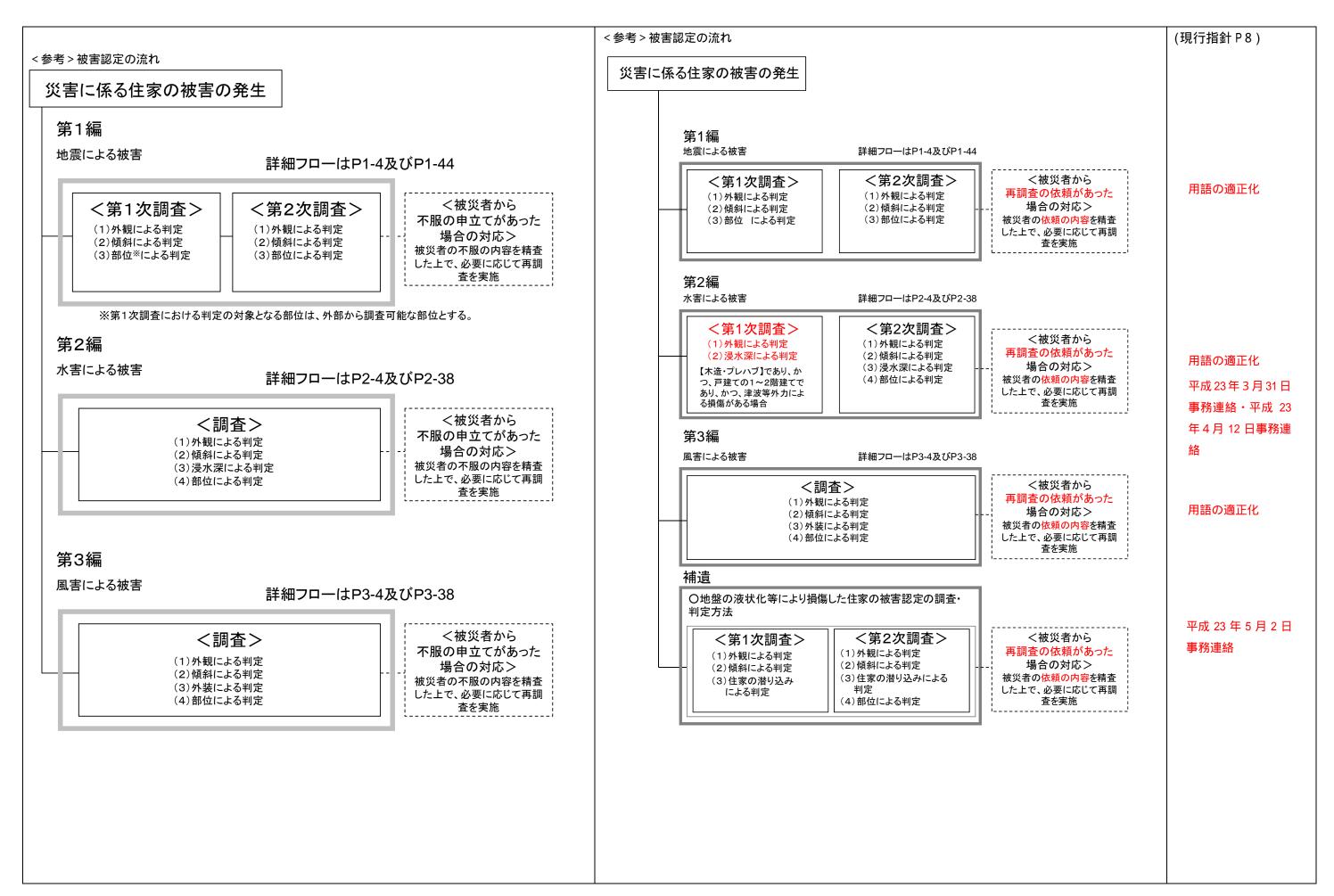
11. その他

都道府県及び市町村は、市町村の職員が円滑に被害認定を実施することができるよう、平時 会議 最終報告」(平成 における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟などにより、住 24年7月31日)、「「申 家の被害認定基準の内容、被害の調査方法及び判定方法などについて、十分な知識を得るため 請手続に係る国民負担 の環境を整備することが必要であると考える。 の軽減等に関する実態

また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難な 調査 結果報告書(東場合を想定すると、地元の被害認定経験者や税務課 OB の活用、都道府県間あるいは近隣市町 日本大震災関連)平成村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援受け入れ 25 年 3 月総務省行政監 相互支援も重要であり、平時より協定締結等により応援、協調体制を整えておく必要もあると 察局」 思われる。

(現行指針P7)

Cf.「防災対策推進検討会議 最終報告」(平成24年7月31日)、「「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査 結果報告書(東日本大震災関連)平成25年3月総務省行政監察局」



<第1編 地震による被害>

地震による被害とは、地震により、地震力が作用することによる住家の損傷及び地震に伴う液状化等の 地盤被害による住家の損傷をいう。

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施する(調査棟数 が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。)。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の 主要な構成要素(外観から調査可能な部位に限る。)ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査に より把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算 定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、 外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごと の損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷 により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いを必要とする。

また、第2次調査は、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調 査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

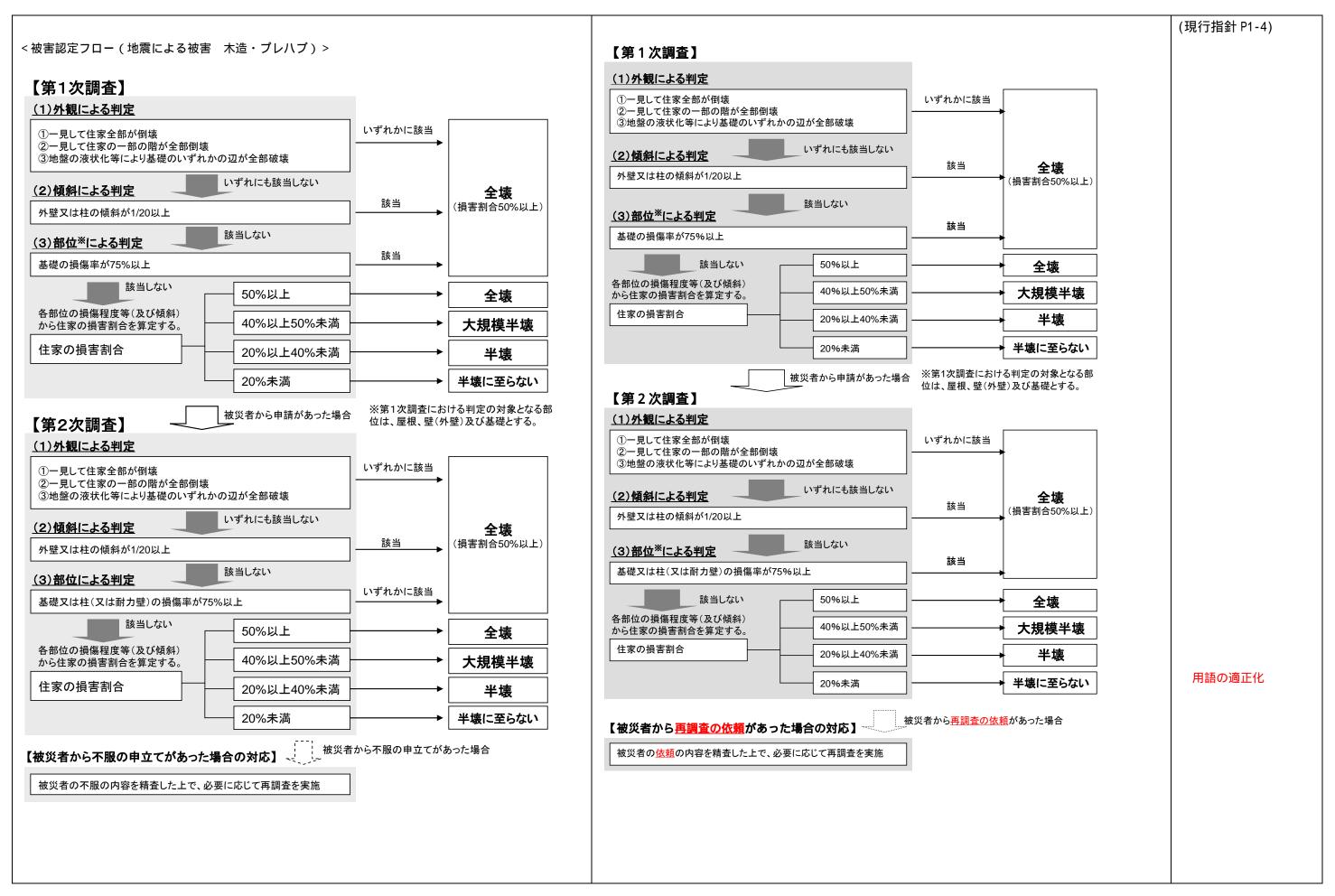
第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の 内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住|災者の<mark>依頼不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</mark> 家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する<mark>再調査の依頼不服の申立てがあった場合には、当該被</mark> 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

(現行指針 P1-1)

用語の適正化

【木造・プレハブ】 木造・プレハブとは、在来工法(軸組工法)による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木 質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。



1.第1次調査に基づく判定

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及 び住家の主要な構成要素(外観から目視で調査可能な部位に限る。)ごとの損傷程度等の目視に よる把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程 度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定す る。

(1)外観による判定

外観目視調査により判定する。

| 判定は、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊してい | | 判定は、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している 50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。

なお、応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定 された住家については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。

- ア、建築物全体又は一部の崩壊・落階
- イ.建築物全体又は一部の著しい傾斜

ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もある ので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であ っても、応急危険度判定において、二次的災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当す ることにより「一見して危険」と判定する場合が考えられる。

(2)傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものと する。

る場合又は基礎のいずれかの辺が一見して全部破壊しており、かつ破壊している基礎の直下の|場合又は、基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ 破壊している基礎直下の地盤<mark>が液状</mark> 地盤に、地震に伴う陥没、隆起、液状化等の被害が生じている場合は、当該住家の損害割合を「化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合は、当該住家の損害割合を 50%以上「 とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。

(現行指針 P1-5)

一見して全壊には、明 らかに 1/20 以上傾斜 しているものも含まれ

(3)部位による判定

住家を「屋根」「壁(外壁)」「基礎」に区分し、各部位の損傷率(各部位の被害の程度) を外観目視により把握し、それに部位別の構成比(下表参照)を乗じたもの(部位別損害割合) の合計(住家の損害割合)を算出する。

これが50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、20%以上40% 未満の場合を半壊、20%未満の場合を半壊に至らないと判定する。

<表 木造・プレハブ住家の部位別の構成比>

部 位 名 称	構成比
屋根	1 0 %
壁(外壁)	8 0 %
基礎	1 0 %

「(2)傾斜による判定」により外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満と測定された場合は、

「傾斜」(=15%)+「屋根」の損害割合

(「壁(外壁)」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合(=15%)に置き換える。) 全ての部位別損害割合の合計

のいずれか大きな数値をとり、判定する。

また、基礎は、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、基礎の損傷率が75%以上となる場合に当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

<表 木造・プレハブ住家の部位別の構成比>

部 位 名 称	構成比
屋根	<u>1 5 %</u>
壁(外壁)	<u>7 5 %</u>
基礎	1 0 %

(現行指針 P1-7)

1 - 3 . 基礎

(1)調査箇所

布基礎(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造)の外周(内部基礎、独立基礎及び土間コンクリートは除く。)、布石、玉石

(2) 主な損傷

ひび割れ(幅約0.3mm以上のもの)、剥落、破断、局部破壊、不陸、移動、流失・転倒等

(3)損傷の判定

損傷の判定は損傷基礎長により行う。

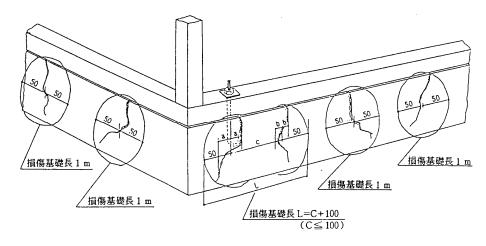
なお、基礎の損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊 と判定する。

布基礎の場合、損傷基礎長の算定は以下のように行う。

ひび割れ

幅約 0.3mm 以上の亀裂をさす。ひび割れ 1 箇所あたり、損傷基礎長 1m とする。また、ひび割れが 1m 以内に数箇所集中している場合、両端のひび割れの中心間距離に両端 500mm ずつ加算した寸法を損傷基礎長とする。

(図)ひび割れの損傷算定



図版出典:「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針(木造編)」(財)日本建築防災協会

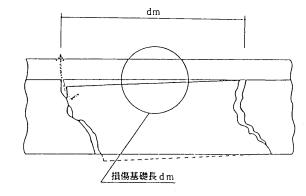
剥落

基礎の仕上モルタル剥離及び基礎躯体自身の欠損脱落をさす。剥落 1 箇所あたり、損傷基礎長 1m とする。また、剥落が 1m 以内に数箇所集中している場合、両端の剥落の中心間距離に両端 500mm ずつ加算した寸法を損傷基礎長とする。

破断

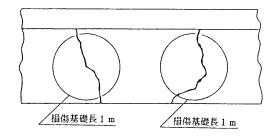
布基礎の割れをさす。割れた一方の布基礎の天端が不陸の場合、その不陸した布基礎の長さを損傷基礎長とする。ただし、破断症状を見ていても、布基礎天端が左右同一面にあり水平ならば、ひび割れとして扱い損傷基礎長 1m とする。

(図1)破断の損傷算定(割れた一方の布基礎の天端が不陸の場合)



図版出典:「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針(木造編)」(財)日本建築防災協会

(図2)破断の損傷算定(割れた布基礎の天端が左右同一水平の場合)



図版出典:「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針(木造編)」(財)日本建築防災協会

局部破壊

破断面の損傷がさらに大きくなり複雑に破壊(分割)されたことをさす。破壊された一方 の布基礎の天端が不陸の場合、その不陸した布基礎の長さを損傷基礎長とする。

不陸

不同沈下等により布基礎の沈下又は傾斜が生じた場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。

不陸

不同沈下等により布基礎の<u>不同</u>沈下又は傾斜<u>等により不陸</u>が生じた場合、その部分の全基 礎長さを損傷基礎長とする。

(現行指針 P1-14)

移動

上部構造が基礎から移動した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。

流失・転倒

基礎が流失、又は転倒した場合、全基礎長さを損傷基礎長とする。

地盤の流出、陥没、液状化

基礎の直下の地盤が流出、陥没又は液状化した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。

外周基礎長とは、建物外周における基礎の長さをいう。

(例)外周基礎長が40mあり、幅0.3mm以上のひび割れが2箇所、破断が1箇所ある場合 損傷基礎長は3m。

損傷率 = (損傷基礎長/外周基礎長) × 100% = (3/40) × 100% = 7.5%

(補足)

布石、玉石で判定を行うことが可能な場合は、長さではなく個数で損傷率を算定する。損傷の判定は布石、玉石1個を単位として、沈下、移動、転倒、流失等があるかどうかによって行う。

(例)全布石・玉石数が 16 個で、損傷布石・玉石数が 7 個である場合 損傷率 = (7/16) × 100% = 43.75% 地盤の流出、陥没、液状化

地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している又は液状化した場合、 その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。 (現行指針 P1-15)

2.第2次調査に基づく判定

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次 調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜 の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家 の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、 住家の被害の程度を判定する。

(1)外観による判定

外観目視調査により判定する。

判定は、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊してい る場合又は基礎のいずれかの辺が一見して全部破壊しており、かつ破壊している基礎の直下の 地盤に、地震に伴う陥没、隆起、液状化等の被害が生じている場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。

なお、応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定 された住家については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。

ア.建築物全体又は一部の崩壊・落階

イ.建築物全体又は一部の著しい傾斜

ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もある ので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であ っても、応急危険度判定において、二次的災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当す ることにより「一見して危険」と判定する場合が考えられる。

(2)傾斜による判定

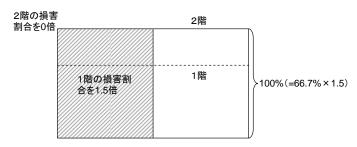
外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものと する。

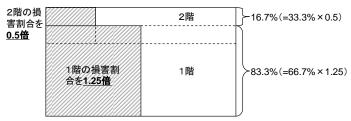
判定は、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊してい一一見して全壊には、明らか る場合又は、基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ 破壊している基礎直下の地盤が│に1/20以上傾斜している 液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合は、当該住家の損害割合を 50% | ものも含まれる 以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。

(現行指針 P1-17)

() 1 階のみを 1 つの住家とみなして判定した場合の損害割合



()()と()の平均値



()~()のいずれも斜線部分の割合が、それぞれの方法により算定された住家の損害割合を表す。

住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、20%以上40%未満の場合を半壊、20%未満の場合を半壊に至らないと判定する。

<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比(第2次調査)>

部 位 名 称	構成比
屋根	1 0 %
柱(又は耐力壁)	2 0 %
床(階段を含む。)	1 0 %
外壁	1 0 %
内壁	1 5 %
天井	5 %
建具	1 0 %
基礎	1 0 %
設備	1 0 %

「(2)傾斜による判定」により外壁又は柱の傾斜が 1/60以上 1/20未満と測定された場合は、

「傾斜」(=15%)+「屋根」+「床(階段を含む。)」+「外壁」+「内壁」+ 「天井」+「建具」+「設備」の損害割合の合計

(「柱(又は耐力壁)」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合(=15%)に置き換える。) 全ての部位別損害割合の合計

主ての即位別項音的ロの口可

のいずれか大きな数値をとり、判定する。

また、柱(又は耐力壁)及び基礎は、その損傷程度によっては居住のための基本的機能その ものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる <表 木造・プレハブ住家の部位別構成比(第2次調査)>

構成比
<u>15 %</u>
<u>15 %</u>
1 0 %
1 0 %
1 5 %
5 %
1 0 %
1 0 %
1 0 %

(現行指針 P1-20)

場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

2 - 8 . 基礎

(1)調査箇所

布基礎(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造)の外周(内部基礎、独立基礎及び土間コンクリートは除く。)、布石、玉石

(2) 主な損傷

ひび割れ(幅約0.3mm以上のもの)、剥落、破断、局部破壊、不陸、移動、流失・転倒等

(3)損傷の判定

損傷の判定は損傷基礎長により行う。

なお、基礎の損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊 と判定する。

布基礎の場合、損傷基礎長の算定は以下のように行う。

ひび割れ

幅約 0.3mm 以上の亀裂をさす。ひび割れ 1 箇所あたり、損傷基礎長 1m とする。また、ひび割れが 1m 以内に数箇所集中している場合、両端のひび割れの中心間距離に両端 500mm ずつ加算した寸法を損傷基礎長とする。

剥落

基礎の仕上モルタル剥離及び基礎躯体自身の欠損脱落をさす。剥落 1 箇所あたり、損傷基礎長 1m とする。また、剥落が 1m 以内に数箇所集中している場合、両端の剥落の中心間距離に両端 500mm ずつ加算した寸法を損傷基礎長とする。

破断

布基礎の割れをさす。割れた一方の布基礎の天端が不陸の場合、その不陸した布基礎の長さを損傷基礎長とする。ただし、破断症状を見ていても、布基礎天端が左右同一面にあり水平ならば、ひび割れとして扱い損傷基礎長 1m とする。

局部破壊

破断面の損傷がさらに大きくなり複雑に破壊(分割)されたことをさす。破壊された一方の布基礎の天端が不陸の場合、その不陸した布基礎の長さを損傷基礎長とする。

不陸

不同沈下等により布基礎の沈下又は傾斜が生じた場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎 長とする。

移動

上部構造が基礎から移動した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。

不陸

不同沈下等により布基礎の<u>不同</u>沈下又は傾斜<u>等により不陸</u>が生じた場合、その部分の全基 礎長さを損傷基礎長とする。

(現行指針 P1-38)

流失・転倒

基礎が流失、又は転倒した場合、全基礎長さを損傷基礎長とする。

地盤の流出、陥没、液状化

基礎の直下の地盤が流出、陥没又は液状化した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。

外周基礎長とは、建物外周における基礎の長さをいう。

(例)外周基礎長が40mあり、幅0.3mm以上のひび割れが2箇所、破断が1箇所ある場合 損傷基礎長は3m。

損傷率 = (損傷基礎長/外周基礎長) × 100% = (3/40) × 100% = 7.5%

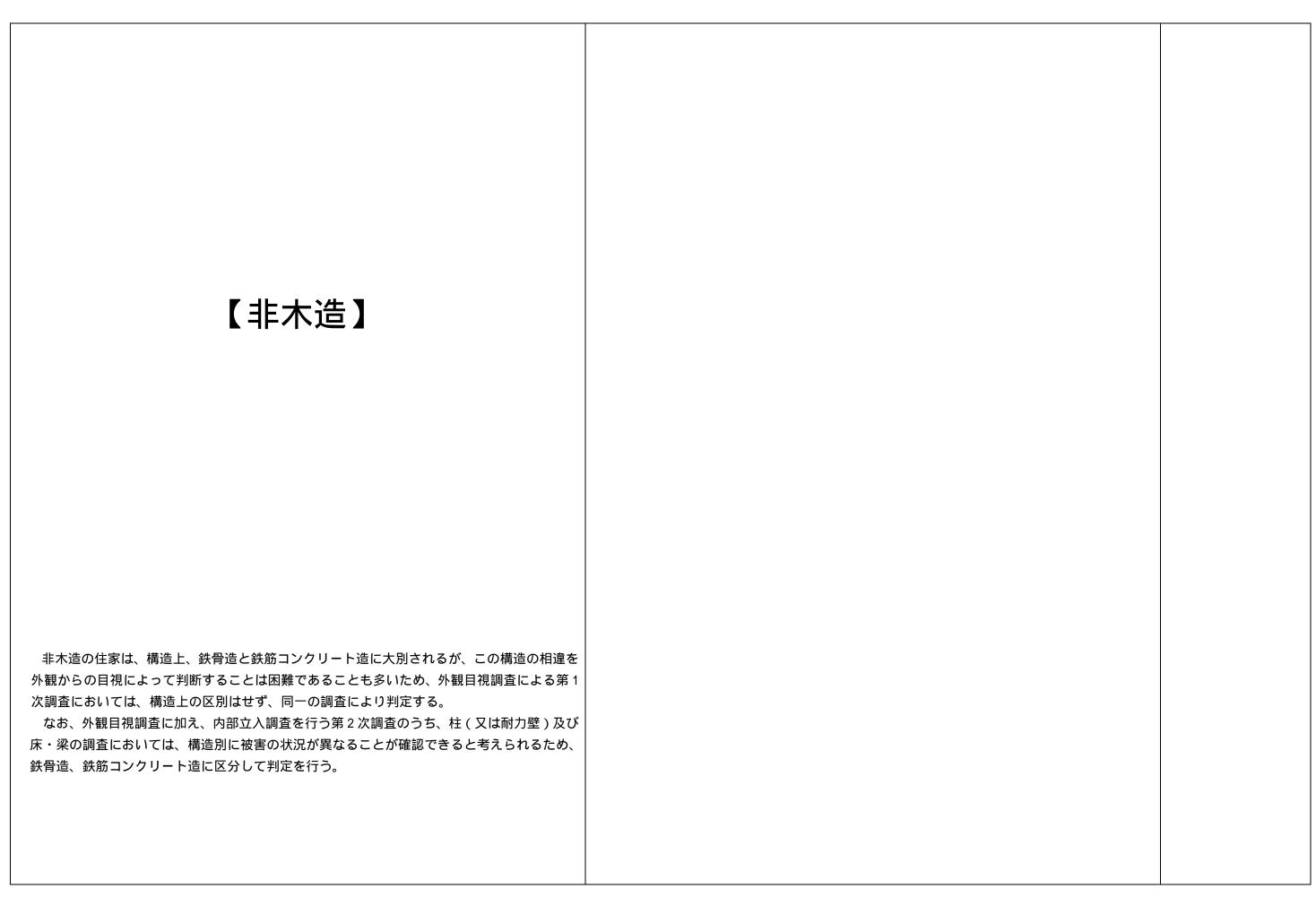
(補足)

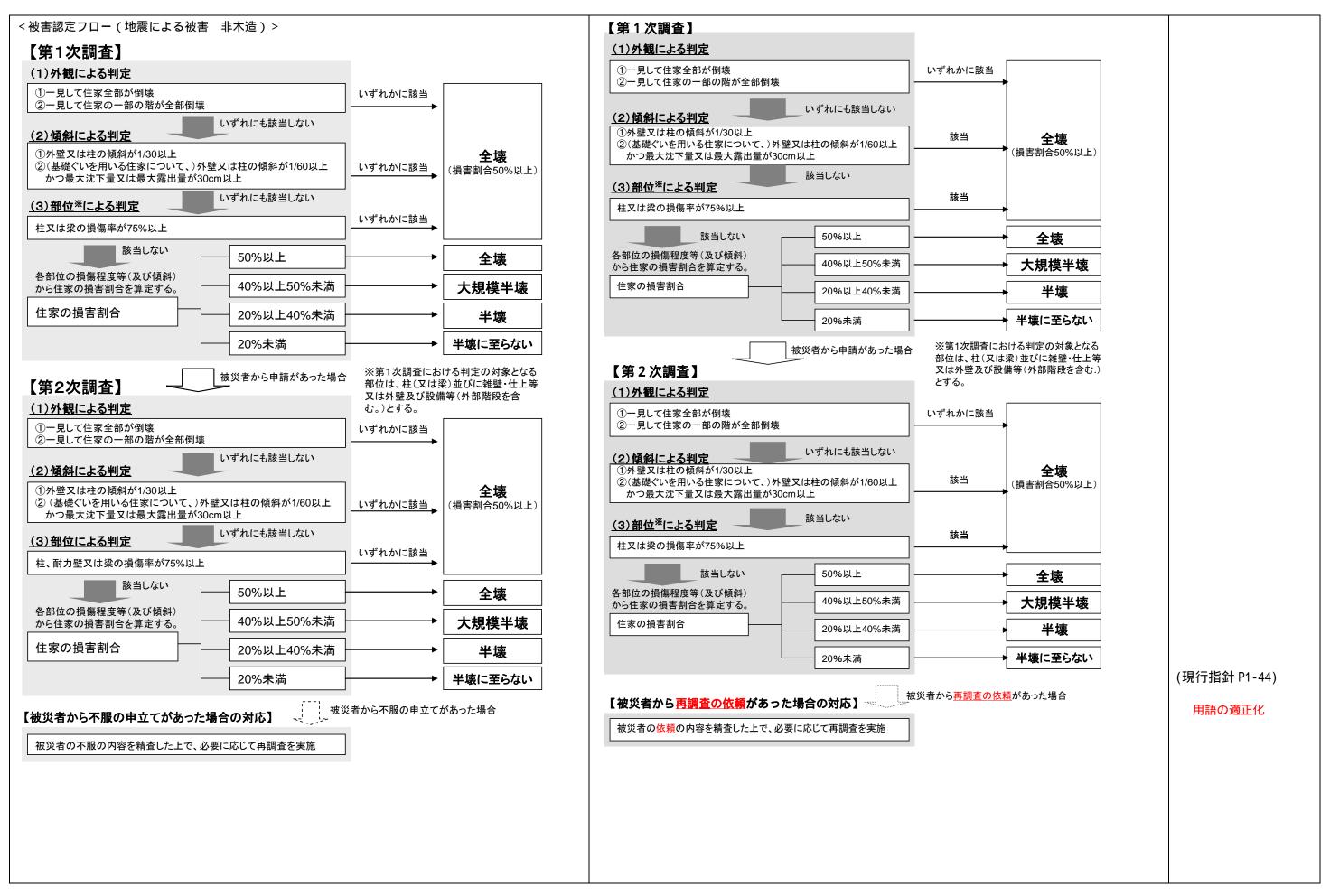
布石、玉石で判定を行うことが可能な場合は、長さではなく個数で損傷率を算定する。損傷の判定は布石、玉石1個を単位として、沈下、移動、転倒、流失等があるかどうかによって行う。

(例)全布石・玉石数が 16 個で、損傷布石・玉石数が 7 である場合 損傷率 = (7/16) × 100% = 43.75% 地盤の流出、陥没、液状化

地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している又は液状化した場合、 その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。 (現行指針 P1-39)

っ	2. 神災されて王知本のはおて叩の中でてがまった。但人の社庁	(現行指針 P1-41)
3 . 被災者から不服の申立てがあった場合の対応	3.被災者から <mark>再調査の依頼不服の申立てがあった場合の対応</mark>	
第 2 次調査実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する <mark>再調査の依頼不服の申立てがあった場合に</mark>	用語の適正化
の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。	は、当該被災者の <mark>依頼不服</mark> の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点につ	
再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。	いて再調査を行う。	
	再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。	





3 . 被災者から不服の申立てがあった場合の対応	3.被災者から <u>再調査の依頼不服の申立て</u> があった場合の対応	(現行指針 P1-82)
第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者 の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼不服の申立でがあった場合には、当該被災者の依頼不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。	用語の適正化

<第2編 水害による被害>

水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷をいう。

水害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、 浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した 住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、浸水深及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、 被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いを必要とする。

また、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

調査実施後、被災者から判定結果に対する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

<第2編 水害による被害>

(現行指針 P2-1)

水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷をいう

水害により被災した住家に対する被害調査は、<u>【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建てであり、かつ、</u> 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合には、第1次調査・第2次調査 の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。

ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や <u>泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合を対象に利用するもので、</u>外観の損傷状況<u>及び浸水深</u>の目視に よる把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把 握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況<u>及び、住家の傾斜、</u>浸水深及び部位ごとの損傷程度 等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、又は、第1次調査の対象に 該当しない場合に実施する。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

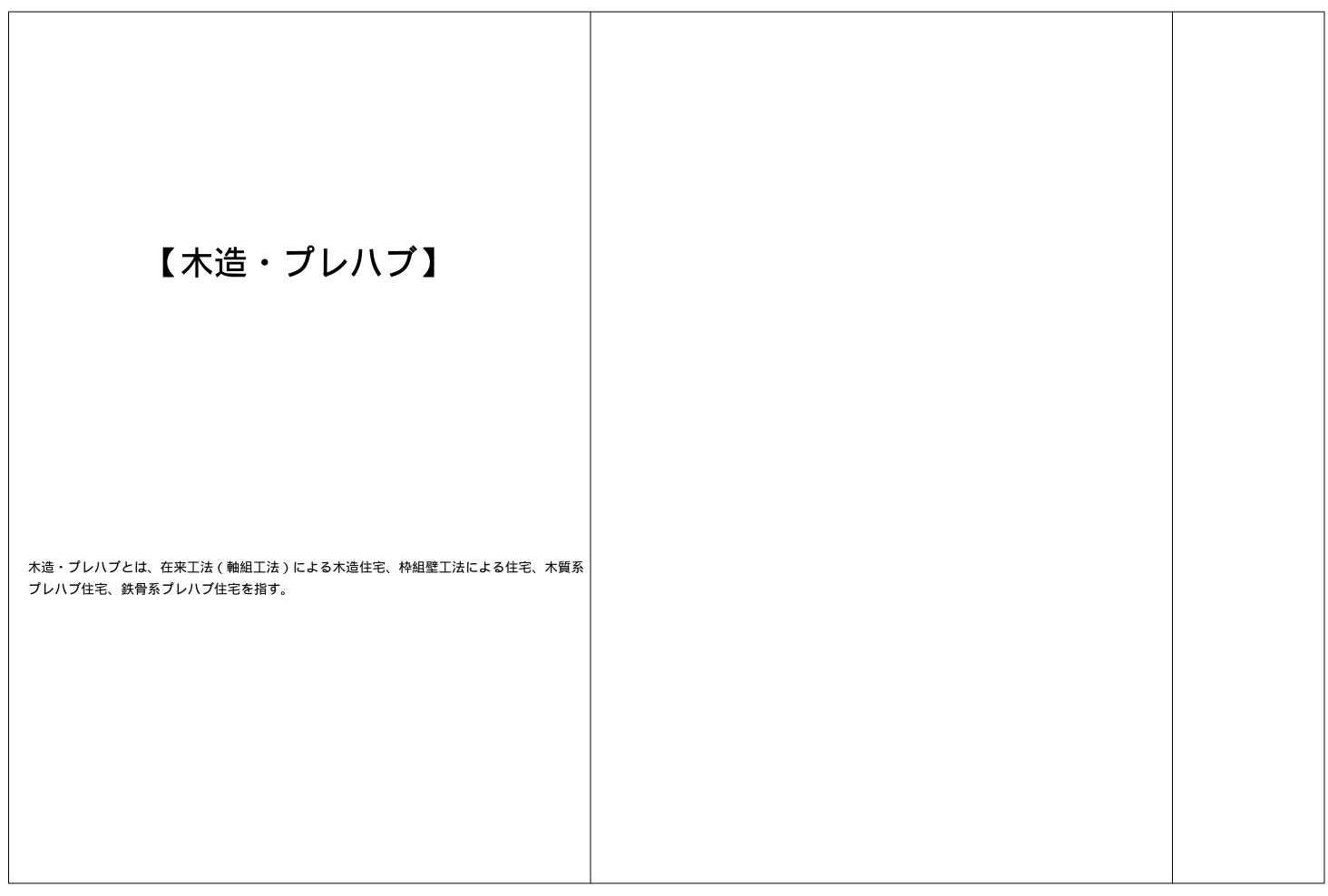
なお、<u>第2次調査は、</u>外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いを必要とする。

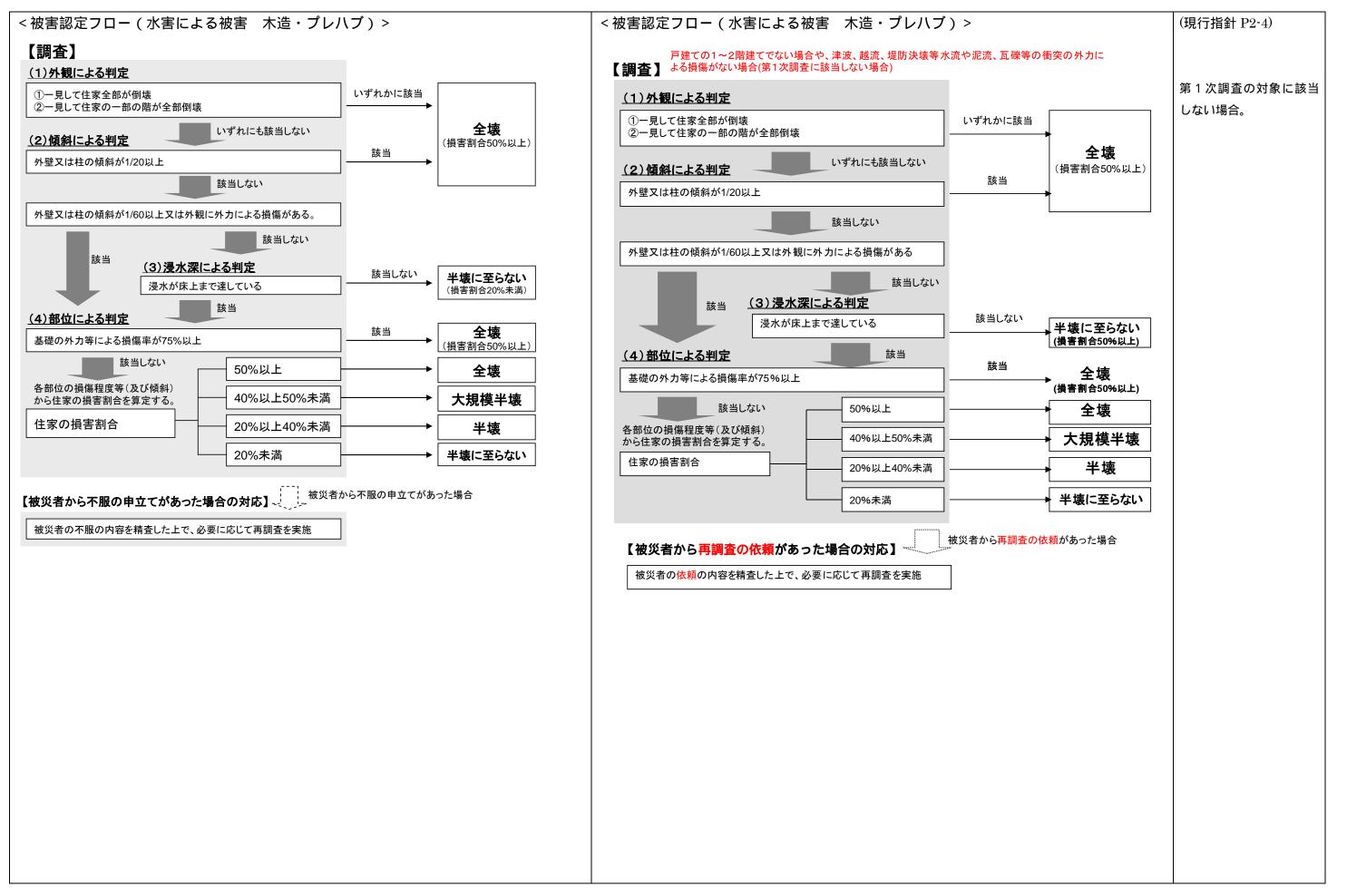
また、<u>第2次調査は、</u>原則として、内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入 調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

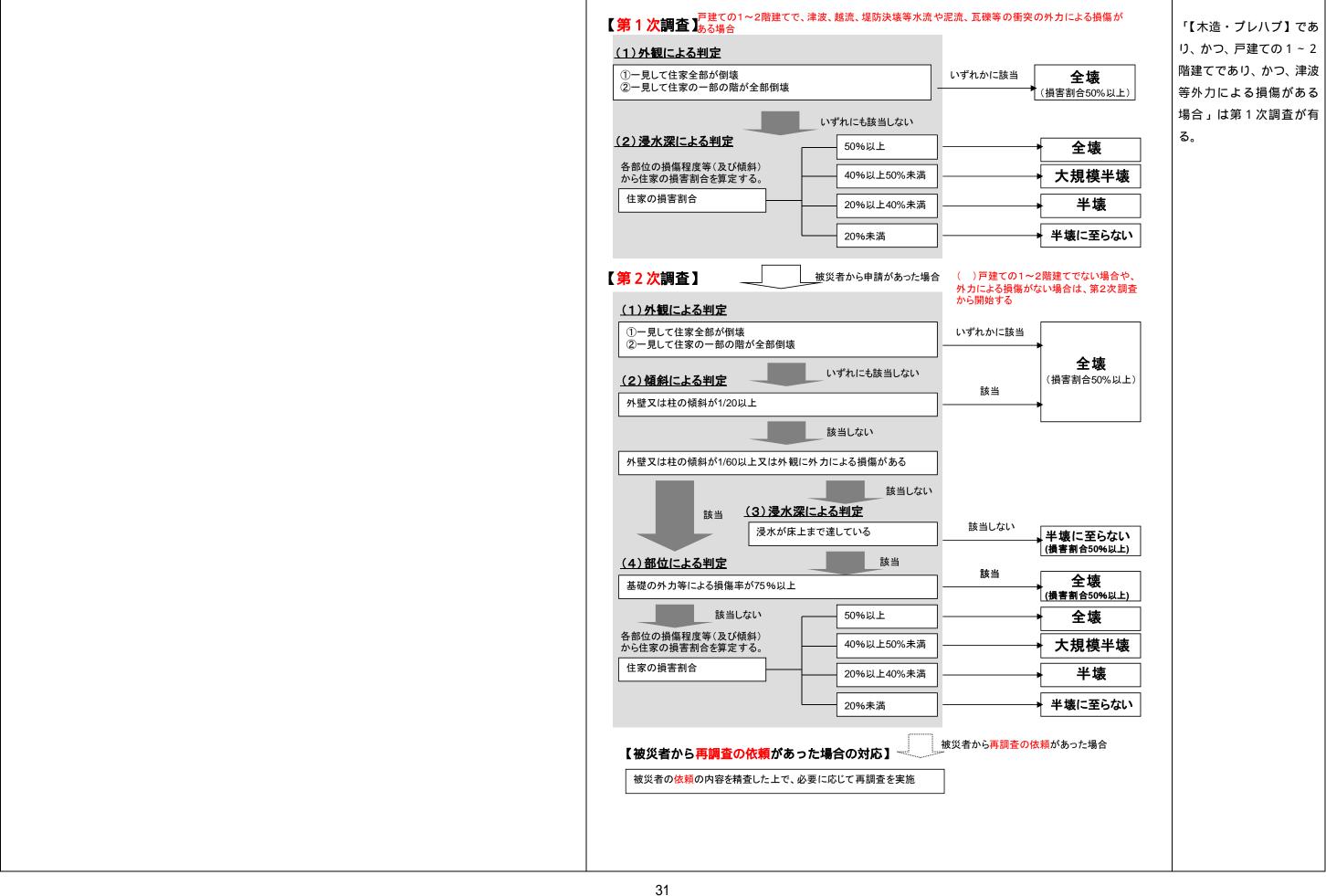
第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼不服の申立でがあった場合には、当該被災者の依頼不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

地震編の扉書きの1次・2 次調査の説明に準拠。 静水圧(浸水することによ る住家の機能損失等の損 傷)でないことの書き分

1次調査から2次調査へは「申請」であり、「再調 査依頼」ではない。







1.第1次調査に基づく判定

第1次調査の対象は、戸建ての1~2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や 泥流、瓦礫等の衝突の外力被害があるものが対象である。

外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷 状況、浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程 度を判定する。

(1)外観による判定

外観目視調査により判定する。

判定は、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊して いる場合又は一見して住家全部が流している場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、全 │ 一見して 1/20 以上傾いて 壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。

(2)浸水深による判定

下図を参考に、外観の目視調査により、浸水深を把握し、被害の程度を判定する。なお、浸しる判定に代えて、浸水深に 水深は最も浅い部分で測定する。

*	住家流失 又は 1階天井まで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	
	床上1mまで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	
	床上浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊	
漫水	床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%未満	半壊に至らない	

いるものは含まれる。

傾斜による判定、部位によ より実施している。 これによりがたい場合は 2次調査によること。

図中の写真をイラストに 差し替え。

一見して1階天井まで完 全に浸水していること。1 階天井で浸水していない 部分がある場合は該当し ない。

一見して床上1mまで完 全に浸水していること。床 上1mまで浸水していな い部分がある場合は該当 しない。

一見して完全に床上浸水 していること。床上浸水し ていない部分がある場合

【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や│は該当しない。 泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合の住家被害に限り適用

(以下平成 23 年 4 月 12 日事務連絡「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続きの迅速化等について」から一部抜粋)

2.津波被害による被害認定の特例について

東日本大震災による住家被害を迅速に認定する方法については、事務連絡「平成 23 年東北 太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」により、通知している ところであるが、津波による住家被害については、この通知の内容も踏まえ、以下の方法に より被害認定を実施することも可能である。

津波等による浸水区域におけるサンプル調査(当該区域の四隅に立地する住宅の調査等)により、津波により概ね1階天井まで浸水したことが一見して明らかな区域については、当該区域内の住宅すべてを全壊と判定する。

1.調査・判定

調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、浸水深及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

(中略)

1 - 8 . 基礎

(1)調査箇所

布基礎(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造)の外周(内部基礎、独立基礎及び土間コンクリートは除く。)、布石、玉石

(中略)

不陸

布基礎の沈下又は傾斜が生じた場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。

移動

上部構造が基礎から移動した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。

流失・転倒

基礎が流失、又は転倒した場合、全基礎長さを損傷基礎長とする。

【サンプル調査による被害認定の調査・判定方法】

区域内のすべての住家が【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合であり、かつ、1階天井まで浸水したことが一見して明らかな区域については、サンプル調査(当該区域の四隅に立地する住家の調査)により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定する。

【 2 階建等の住家における 1 階等の価値を考慮した損害割合の算定】の記載例(従前の運用指針 1-19等)に準拠。

区域内に個別に要件に該当しない住家がある場合は、当該住家については全壊と判定することができない。

区域の取り方はゲリマン ダーで可

(現行指針 P2-4)

地震編の1次・2次調査の 説明に準拠。

平仄を揃えるため(第2次 調査では、床下浸水なら 20%未満で判定終了、そう でなければ内部調査に進 むこととしているため、浸 水深は単なる確認である)

2.第2次調査に基づく判定

第2次調査の対象は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があったもの、又は、第1 次調査の対象に該当しないものが対象である。

第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の計測で汲入びは家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、浸水深及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。
平仄を揃える

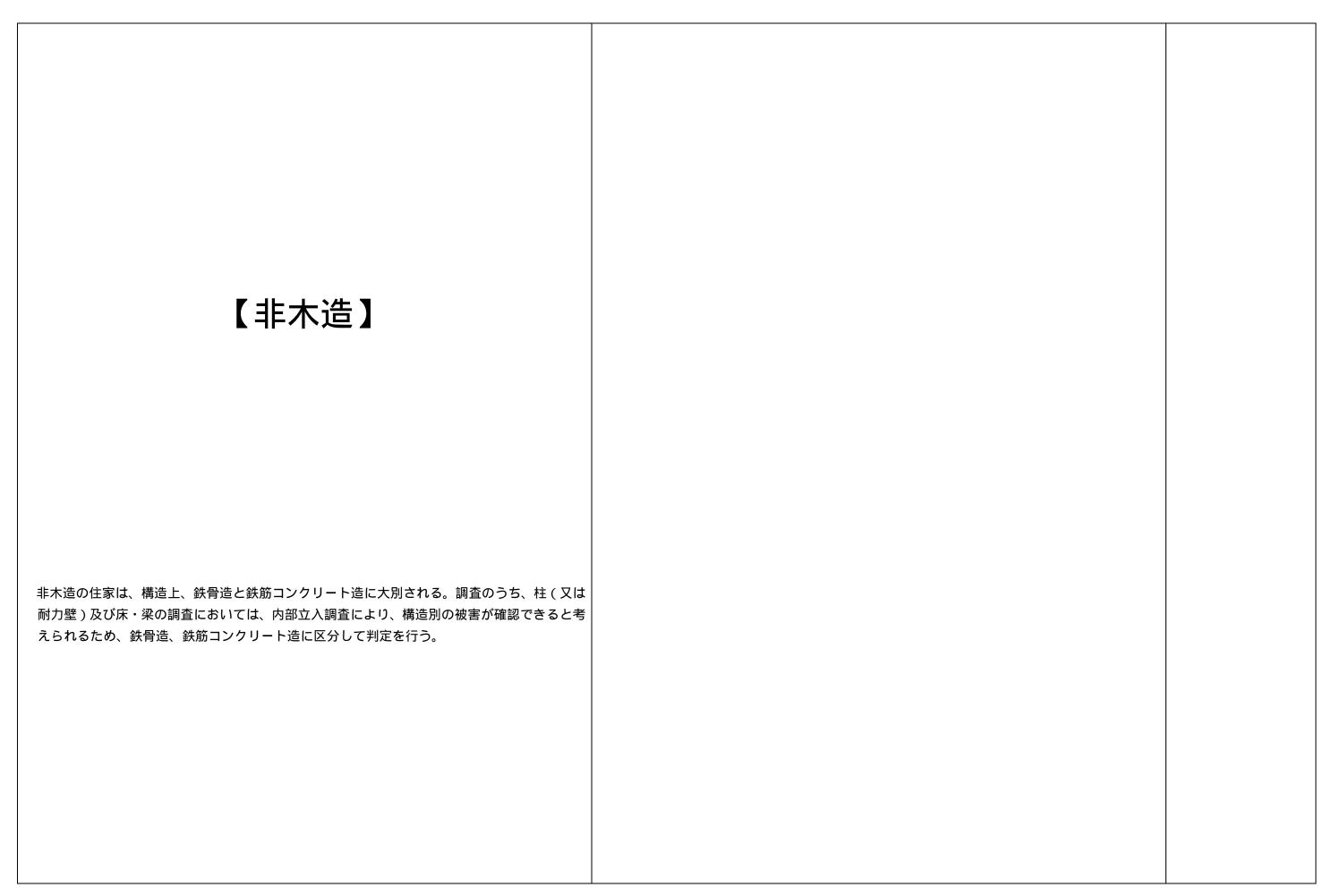
(中略)

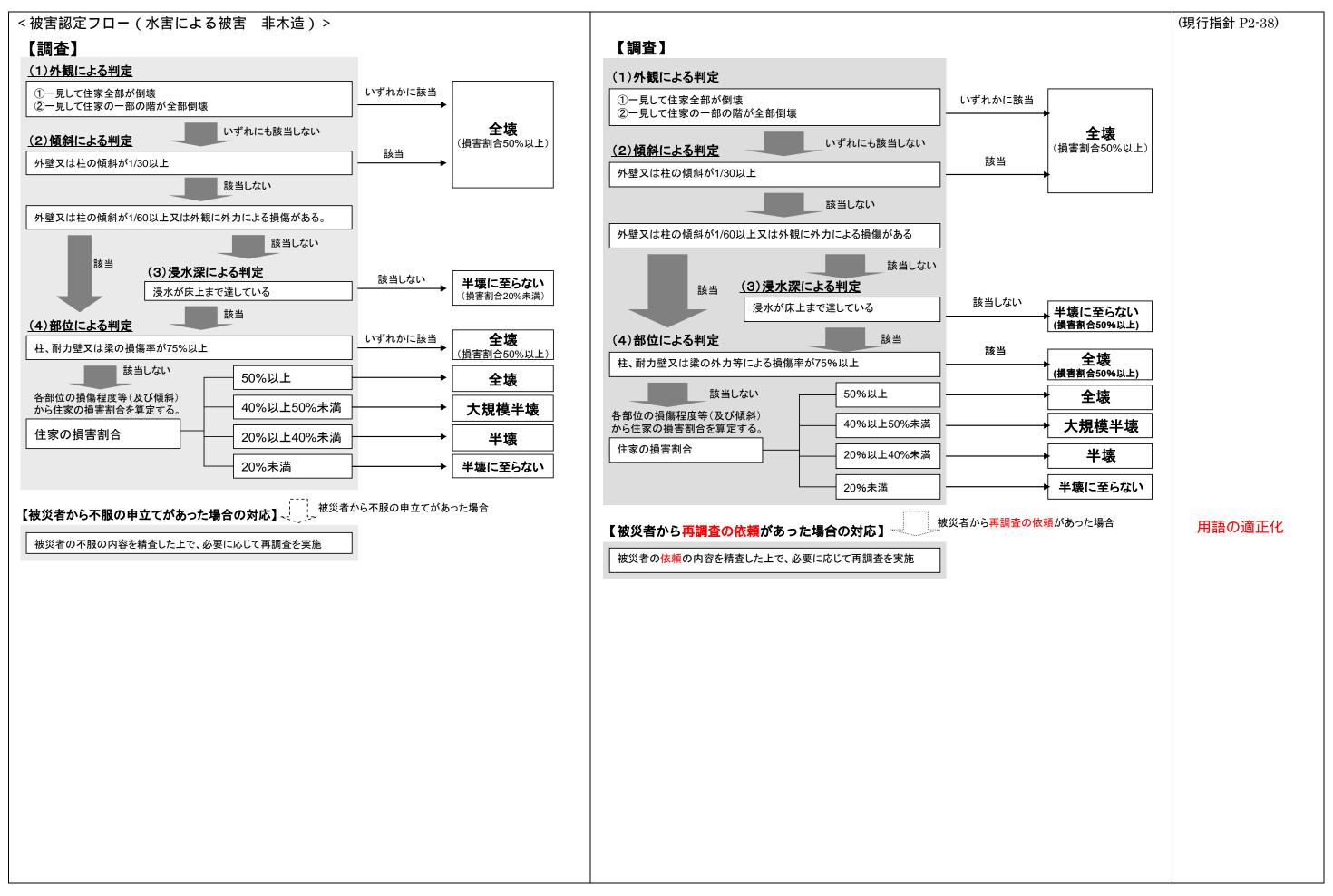
不陸

不同沈下等により布基礎の不同沈下又は傾斜等により不陸が生じた場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。

(現行指針 P2-32)

地盤の流出、陥没	地盤の流出、陥没、液状化	(現行指針 P2-33)
基礎の直下の地盤が流出又は陥没した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。	<u>地盤が液状化等した後、</u> 基礎の直下の地盤が流出、陥没 <mark>等している又は液状化した</mark> 場合、 その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。	平成 23年 5月 2日事務
損傷基礎長 外力等による損傷率 =×100(%)		連絡との整合
外周基礎長		
外周基礎長とは、建物外周における基礎の長さをいう。		
(中略)		
2.被災者から不服の申立てがあった場合の対応	3.被災者から <u>再調査の依頼不服の申立て</u> があった場合の対応	(現行指針 P2-36)
調査実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服 の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。	第 2 次調査実施後、被災者から判定結果に関する <u>再調査の依頼不服の申立て</u> があった場合には、当該被災者の <u>依頼不服</u> の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点につ	
西内谷を相直し、中調直が必要と考えられる点があれば、その点にづけて中調直を17分。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。	いて再調査を行う。	/ISHI OF ZELL ID
	再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。	





2.被災者から不服の申立てがあった場合の対応	2.被災者から <mark>再調査の依頼不服の申立てがあった場合の対応</mark>	(現行指針 P2-65)
調査実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する <u>再調査の依頼不服の申立て</u> があった場合には、当該被災者の依頼不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。	

<第3編 風害による被害>

風害による被害とは、竜巻や台風等により、風圧力が作用することによる住家の損傷、暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷及び損傷した箇所から雨が降り込むことによる機能損失等の損傷をいう。

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握により行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合又は明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いを必要とする。

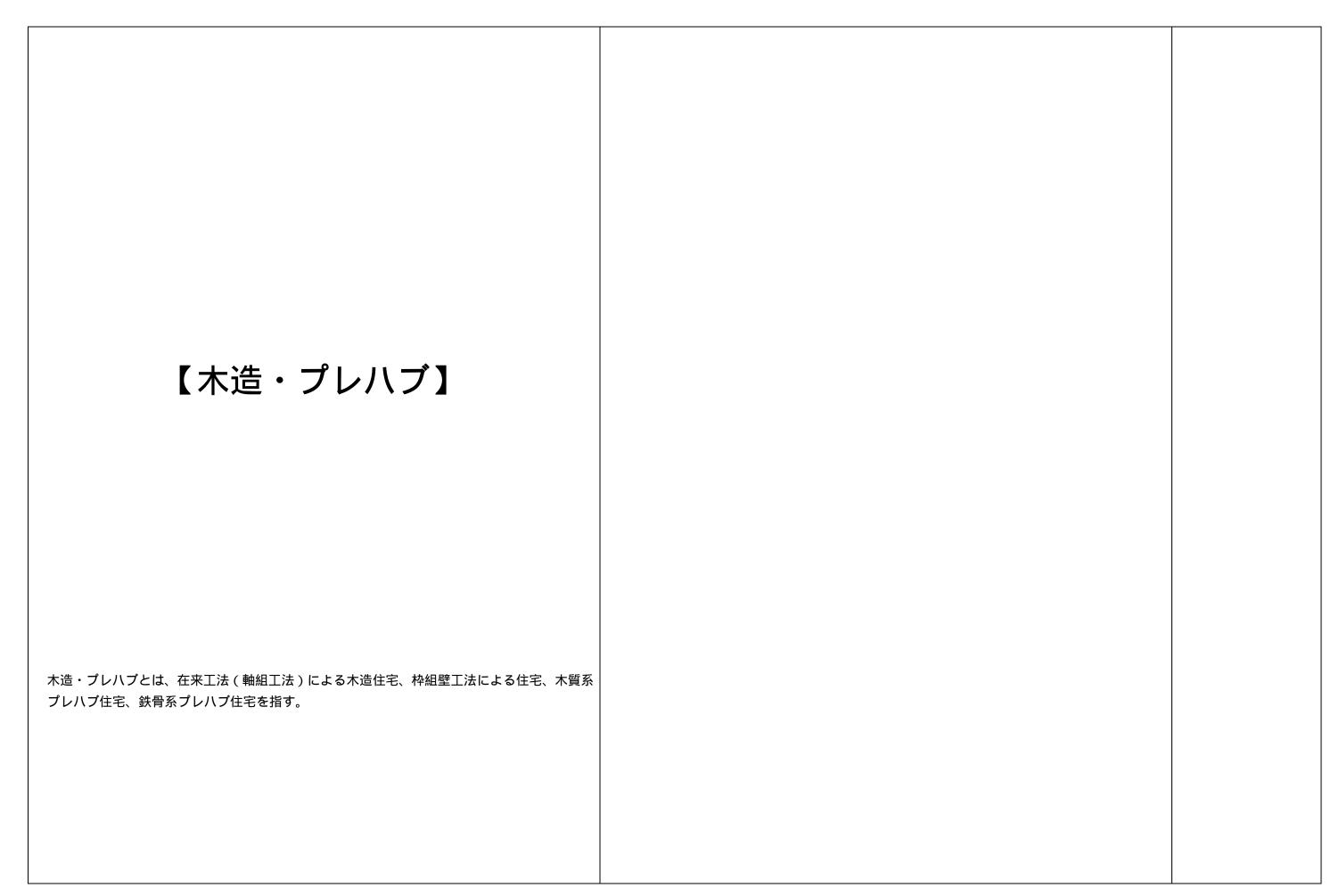
また、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

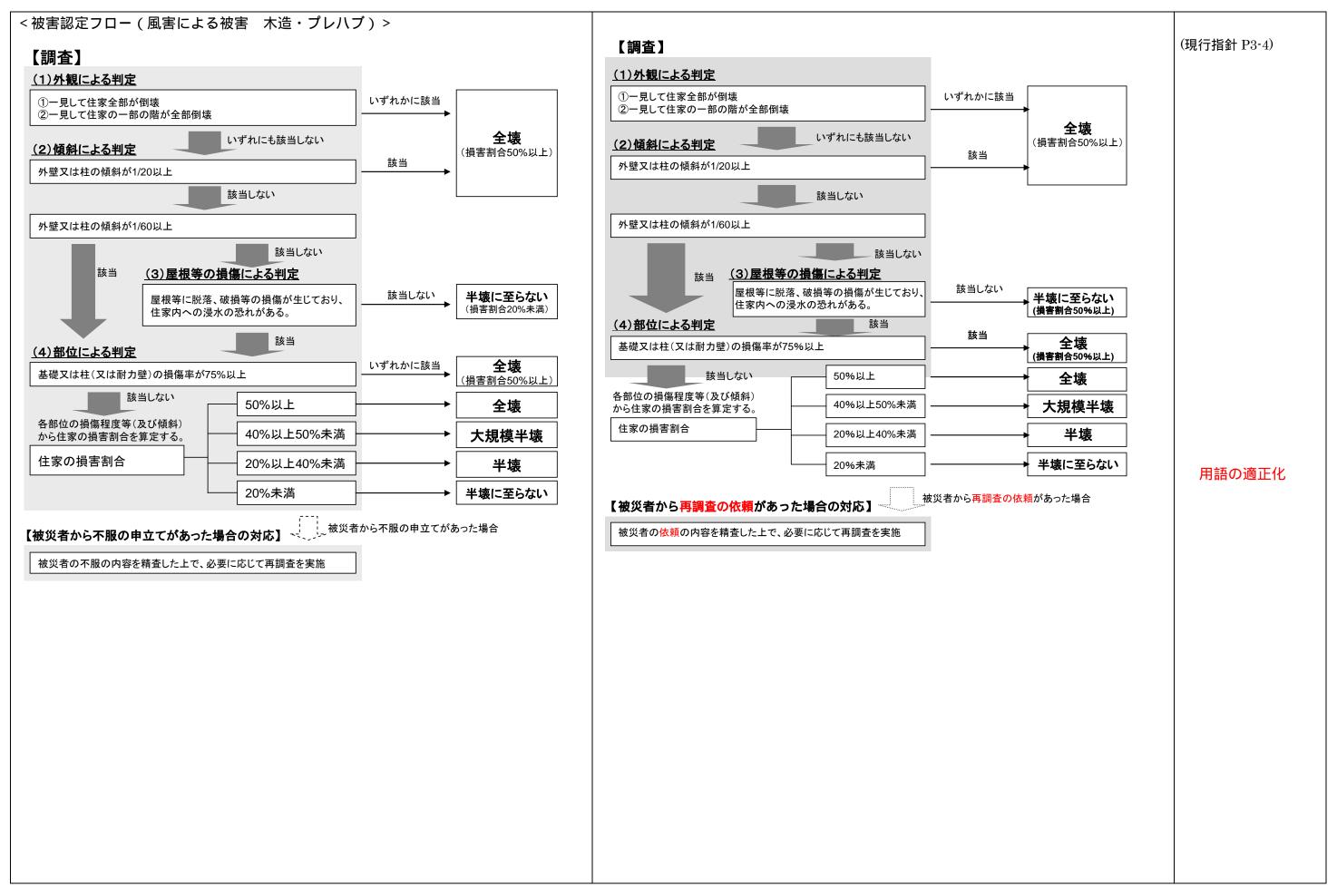
調査実施後、被災者から判定結果に対する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を 精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被 害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

調査実施後、被災者から判定結果に対する再調査の依頼不服の申立てがあった場合には、当該被災者の 依頼不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査 に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

(現行指針 P3-1)

用語の適正化





1.調査・判定

調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、浸水深及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

(中略)

(4)部位による判定

住家を「屋根」「柱(又は耐力壁)」「床(階段を含む。)」「外壁」「内壁」「天井」「建 具」「基礎」「設備」に区分し、各部位の損傷率(各部位の被害の程度)を外観目視及び内部立入により把握し、それに部位別の構成比(P2-8 表参照)を乗じたもの(部位別損害割合)の合計(住家の損害割合)を算定する。

(中略)

<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

、後、不足、グレバクは多の品位が構成にク		
部 位 名 称	構成比	
屋根	10 %	
柱(又は耐力壁)	2 0 %	
床(階段を含む。)	10 %	
外壁	1 0 %	
内壁	15 %	
天井	5 %	
建具	1 0 %	
基礎	1 0 %	
設備	1 0 %	

「(2)傾斜による判定」により外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満と測定された場合は、

「傾斜」(=15%)+「屋根」+「床(階段を含む。)」+「外壁」+「内壁」+ 「天井」+「建具」+「設備」の損害割合の合計

(「柱(又は耐力壁)」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合(=15%)に置き換える。) 全ての部位別損害割合の合計

のいずれか大きな数値をとり、判定する。

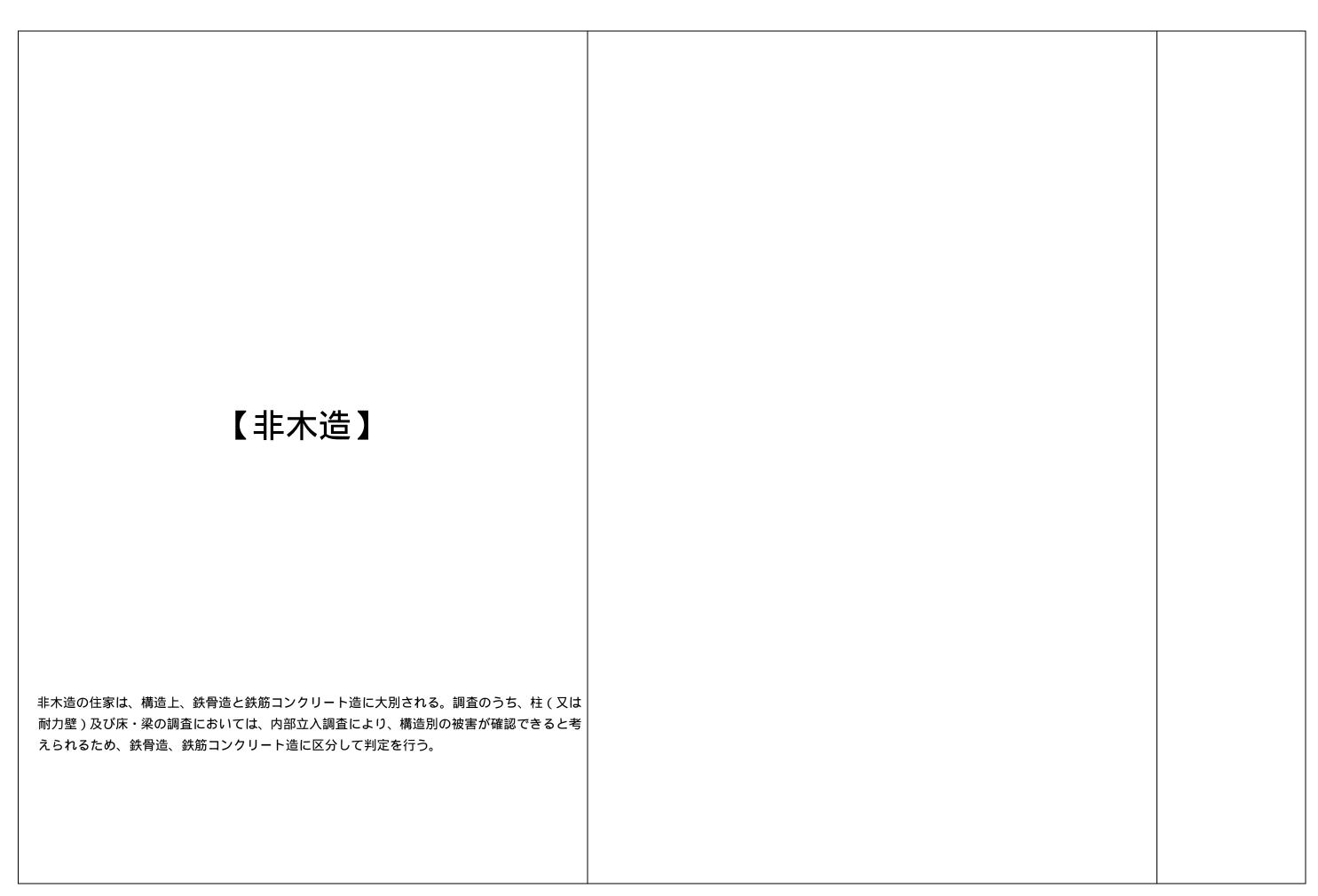
また、柱(又は耐力壁)及び基礎は、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

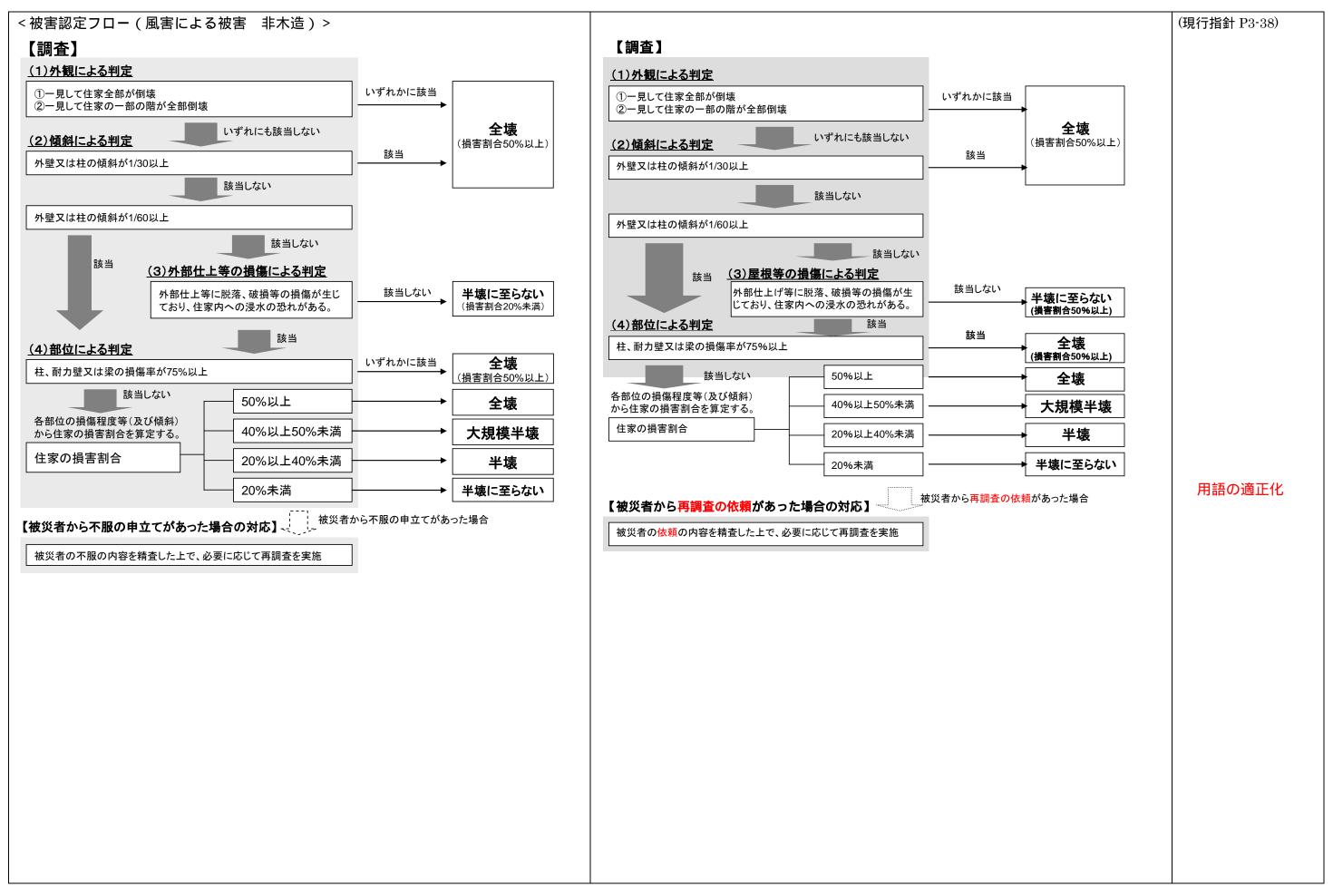
<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部 位 名 称	構成比
屋根	<u>15 %</u>
柱(又は耐力壁)	<u>15 %</u>
床(階段を含む。)	1 0 %
外壁	1 0 %
内壁	1 5 %
天井	5 %
建具	1 0 %
基礎	1 0 %
設備	1 0 %

(現行指針 P3-8)

2.被災者から不服の申立てがあった場合の対応	2.被災者から <mark>再調査の依頼不服の申立てがあった場合の対応</mark>	(現行指針 P3-36)
調査実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する <u>再調査の依頼不服の申立て</u> があった場合には、当該被災者の <mark>依頼不服</mark> の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。	





2 . 被災者から不服の申立てがあった場合の対応	2.被災者から <u>再調査の依頼不服の申立て</u> があった場合の対応	(現行指針 P3-66)
調査実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼不服の申立てがあった場合には、当該被災者の依頼不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。	用語の適正化

<参考>	<新>
	(作成方針) ・平成23年5月31日及び平成23年3月31日の事務連絡を補遺として一体化することとする。 ・事務連絡を運用指針に一体化するための文言整理等としては次のとおり a)事務連絡中の文言「運用指針」 削除し文言修正 b)平成23年3月31日事務連絡のうち、ウェブからの地図情報の提供についての記載を削除(78ページ) c)運用指針と平仄を揃えるため、事務連絡の別添(図表)を文中に記載するとともに、ローマ数字をアラビア数字に修正・検討会での検討結果を踏まえ以下の内容を修正・付いては3年3月31日事務連絡の津波被害における調査票については「概ね」を削除し、適用できるケースを注記した上で、図表として掲載(76ページ) e)「不服の申立て」を「再調査の依頼」に修正

事 務 連 絡 平成23年5月2日

各都道府県

防災担当部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(災害復旧・復興担当)

地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について

「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に規定される住家の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成21年6月内閣府(防災担当))(以下「運用指針」という。)において、標準的な調査方法及び判定方法を示しておりますが、東日本大震災における地盤の液状化による被害の現状を踏まえて、地盤に係る住家被害認定の合理化を図り、別紙のとおり、調査・判定方法を作成しましたので、お知らせします。

つきましては、貴都道府県内の市町村にもお知らせいただき、地盤に係る住家の被害認定については、既に被害認定が進められている平成23年東日本大震災における地盤の液状化による住家被害を含めて、当分の間、運用指針に代えて、この方法を活用の上、適切な被害認定が実施されますよう、お願いいたします。

また、被災者により既に修復された住宅についても、写真等の客観的な証拠等をもとに、個別の 事情をも確認した上で、被害認定が実施されますよう、お願いいたします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(災害復旧・復興担当)付 福井、藤澤

TEL03-3501-5191/FAX03-3581-8933

【地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法】

より内容を適切に表 現する名称へタイト ルを変更

地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定については、以下の方法により、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表す損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

なお、地盤そのものは、住家の主要な構成要素ではなく、地盤に何らかの被害があることをもって直 ちに住家の被害があることとなるものではないことに留意されたい。

地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法

地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定については、以下の方法により、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表す損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

なお、地盤そのものは、住家の主要な構成要素ではなく、地盤に何らかの被害があることをもって直ちに住家の被害があることとなるものではないことに留意されたい。

. 第1次調査

第1次調査は外観目視調査により、次の(1)~(3)の順に判定を行う。

(1)外観による判定

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成21年6月 内閣府(防災担当))(以下「運用指針」という。)第1編 地震による被害 1.第1次調査に基づく判定 (1)外観による判定により実施する。

(2)傾斜による判定

住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、大規模半壊と判定する。

住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が1/100以上1/60未満の場合は、当該住家の損害割合を20%以上40%満とし、半壊と判定する。

また、傾斜が1/100未満である場合は、傾斜による判定は行わない。

(3)住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。 住家の床上1mまで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、 全壊と判定する。

住家の床まで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、大規模半壊と判定する。

基礎の天端下25cmまで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を20%以上40%未満とし、半壊と判定する。

1. 第1次調査に基づく判定

第1次調査は外観目視調査により、次の(1)~(3)の順に判定を行う。

(1)外観による判定

原則として、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成21年6月 内閣府(防 災担当))(以下「運用指針」という。)第1編 地震による被害 1.第1次調査に基づく 針 a) 判定 (1)外観による判定により実施する。

(2)傾斜による判定

住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、当該住家の損 害割合を40%以上50%未満とし、大規模半壊と判定する。

住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が1/100以上1/60未満の場合は、当該住家の 損害割合を20%以上40%満とし、半壊と判定する。

また、傾斜が1/100未満である場合は、傾斜による判定は行わない。

(3)住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。 住家の床上1mまで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上 とし、全壊と判定する。

住家の床まで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を40%以上50% 未満とし、大規模半壊と判定する。

基礎の天端下25cmまで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を2 0%以上40%未満とし、半壊と判定する。

(方針 c)

地震以外の被害の調査票と併せても活用可能なように、「原則として」を追加(方針a)

. 第2次調查

第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第2次調査を実施する。第2次調査 は、次の(1)~(4)の順に判定を行う。

(1)外観による判定

運用指針 第1編 地震による被害 2.第2次調査に基づく判定 (1)外観による判定により実 施する。

(2)傾斜による判定

住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下 げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとす る。

傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

傾斜が1/20未満の場合は、(3)住家の潜り込みによる判定を行い、これにより全壊となら ない場合には(4)部位による判定を行い、判定する。(4)の場合において、傾斜が1/60以 上1/20未満の場合は、基礎及び柱(又は耐力壁)の損害割合に代えて、傾斜による損害割合を 25%(住家に不同沈下がない場合は15%)として算定する。

(3)住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。

住家の床上 1 mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、全壊と判定する。

住家の床上1mまで地盤面下に潜り込んでいない場合は、(4)部位による判定を行い、判定す る。

(4)部位による判定

原則として、運用指針 第1編 地震による被害 2.第2次調査に基づく判定 (3)部位による 判定のとおりとするが、以下の点に留意して各部位の損傷率を把握し、それに部位別の構成比を乗 じたものの合計(住家の損害割合)を算定する。

1) 住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合

住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

床の損害割合を10%とし、1階の外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の 部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を 算定する。

基礎の天端下25cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合

2 . 第 2 次調査に基づく判定

第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第2次調査を実施する。第2次 調査は、次の(1)~(4)の順に判定を行う。

(1)外観による判定

(2)傾斜による判定

原則として、運用指針 第1編 地震による被害 2.第2次調査に基づく判定 (1)外観 地震以外の被害の調 による判定により実施する。

住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾し 斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したもの とする。

傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 傾斜が1/20未満の場合は、(3)住家の潜り込みによる判定を行い、これにより全壊 とならない場合には(4)部位による判定を行い、判定する。(4)の場合において、傾斜 が1/60以上1/20未満の場合は、基礎及び柱(又は耐力壁)の損害割合に代えて、傾 斜による損害割合を25%(住家に不同沈下がない場合は15%)として算定する。

(3)住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。 住家の床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害 割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の床上1mまで地盤面下に潜り込んでいない場合は、(4)部位による判定を行い、 判定する。

(4)部位による判定

原則として、<mark>運用指針</mark> 第1編 地震による被害 2.第2次調査に基づく判定 (3)部位 | (方針 a) による判定のとおりとするが、以下の点に留意して各部位の損傷率を把握し、それに部位別 の構成比を乗じたものの合計 (住家の損害割合)を算定する。

1) 住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合

住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

床の損害割合を10%とし、1階の外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、そ の他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害 割合を算定する。

基礎の天端下25cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合

(方針 c)

査票と併せても活用 可能なように、「原 則として」を追加 (方針 a)

床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を 算定する。

2)住家の傾斜が1/100以上1/60未満の場合

住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ10%とし、1階の外壁及び内 壁の損傷率を 100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定 する。

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ10%とした上で、その他の部 位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下25cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を 算定する。

3)住家の傾斜が1/100未満の場合

住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合を10%とし、1階の床、外壁及び内壁の損傷率を100% とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合を10%とし、1階の床の損傷率を100%とした上で、そ の他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下25cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 原則として、各部位の損害割合から住家の損害割合を算定する。

床下に堆積した砂を除去するため、床の一部 (床板等)の取り外しが必要である場合におい ては、床の損傷の程度 (損傷程度 7 5 %)と判定するとともに、液状化による基礎の損傷率 を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

. 被災者から再調査の申請があった場合の対応

第2次調査実施後、被災者から再調査の申請があった場合には、再調査に至る事情を聴取し、再 調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

. 留意事項

(3)、(3)、(4)の住家の潜り込みによる判定にあたって、地盤と基礎等の間に隙間 がある場合、通風が確保できるか、排水ポンプなどの外構工事により対応できないか等を踏まえ

床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害 割合を算定する。

2)住家の傾斜が1/100以上1/60未満の場合

住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ10%とし、1階の外壁 及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害 割合を算定する。

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ10%とした上で、その 他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下25cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害 割合を算定する。

3)住家の傾斜が1/100未満の場合

住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合を10%とし、1階の床、外壁及び内壁の損傷率を1 00%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合を10%とし、1階の床の損傷率を100%とした上 で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下25cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 原則として、各部位の損害割合から住家の損害割合を算定する。

床下に堆積した砂を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である場合 においては、床の損傷の程度 (損傷程度 7 5 %)と判定するとともに、液状化による 基礎の損傷率を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割 合を算定する。

3.被災者から再調査の依頼があった場合の対応

第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼申請があった場合には、当該 | (方針 d) 被災者の依頼の内容を精査し再庁舎に至る事情を聴取し、再調査が必要と考えられる点があれ ば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

4. 留意事項

1 (3)、2(3)、(4)の住家の潜り込みによる判定にあたって、地盤と基礎等の間に (方針c) 隙間がある場合、通風が確保できるか、排水ポンプなどの外構工事により対応できないか等

(方針 c)

(方針 c)

て判断する。

運用指針においては、「基礎の損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上 とし、全壊と判定する。」とされているが、この規定中の「基礎の損傷率」に (4)の「基礎 の潜り込みによる損害割合」及び「液状化による損傷率」は含まないものとして判断する。

地盤被害に伴う傾斜(床・基礎を含む)及び潜り込みに係る住家の被害認定

傾斜 潜り込み	1/20 以上 不同沈下がある場合	1/60 以上 1/20 未満 不同沈下がある場合	1/100 以上 1/60 未満 不同沈下がある場合	1/100 未満
床上 1m	1次・2次 全壊	1次・2次 全壌	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊
[1.5m]				1次。2次 主城
床まで	1 次 . 2 次 소 棒	1次 大規模半壊	1次 大規模半壊	1次 大規模半壊
[0.5m]	1次・2次 全壊	2次 35+25x+	2次 20+25x+	2次 10+35x+
基礎天端下 25cm まで	1 1 2 1 A I =	1次 大規模半壊	1次 半壊	1次 半壊
[0.2m]	1次・2次 全壊	2次 35+	2次 20+	2次 10+10x+
		1次 大規模半壊	1次 半壊	1次 被害なし
それ以下	1次・2次 全壊	2次 35+	2次 10+	2次
		4 MH A F	・ / 仕字の延亡五様	<通常の被害認定>

x:1階の床面積/住家の延床面積、:建具、設備等の被害

を踏まえて判断する。

第1~3編運用指針においては、「基礎の損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害 運用指針と一体化す 割合を 50%以上とし、全壊と判定する。」とされているが、この規定中の「基礎の損傷率」 るため、表現を変更 に (4)の「基礎の潜り込みによる損害割合」及び「液状化による損傷率」は含まないも (方針a) のとして判断する。

地盤被害に伴う傾斜(床・基礎を含む)及び潜り込みに係る住家の被害認定

傾斜 潜り込み	1/20 以上 不同沈下がある場合	1/60 以上 1/20 未満 不同沈下がある場合	1/100 以上 1/60 未満 不同沈下がある場合	1/100 未満
床上 1m	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壌
[1.5m]				
床まで	1 \\ 2 \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1次 大規模半壊	1次 大規模半壊	1次 大規模半壊
[0.5m]	1次・2次 全壊	2次 35+25x+	2次 20+25x+	2次 10+35x+
基礎天端下 25cm まで	1 次・2 次 全壊	1次 大規模半壊	1次 半壊	1次 半壊
[0.2m]	1 / 2 / 2 / 4	2次35+	2次 20+	2次 10+10x+
		1次 大規模半壊	1次 半壊	1次 被害なし
それ以下	1次・2次 全壊	2次 35+	2次 10+	2次 <通常の被害認定>

x:1階の床面積/住家の延床面積、:建具、設備等の被害